

議案第66号

字の区域の変更（大木南土地区画整理事業地内）について

読谷村大木南土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域を別紙のとおり変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により換地処分公告があった日の翌日からその効力が生じます。

令和5年12月12日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

字区域変更調書（大木南地区）

字名	地番	大字別増減表		小字別増減表		
		字大木	字大湾	字大木	字大湾	
				嘉阿護原	糸蒲原	親見原
字大木嘉阿護原 から 字大湾糸蒲原	102 の一部 104 の一部 107-1 の一部	-402 m <sup>2</sup>	402 m <sup>2</sup>	-402 m <sup>2</sup>	402 m <sup>2</sup>	
字大湾親見原 から 字大湾糸蒲原	889-1 の一部 889-3 の一部				548 m <sup>2</sup>	-548 m <sup>2</sup>
字大湾糸蒲原 から 字大湾親見原	781 の一部				-8 m <sup>2</sup>	8 m <sup>2</sup>

読谷村大木南土地区画整理事業  
 字の区域の変更図（変更前）別図 1



読谷村大木南土地区画整理事業  
 字の区域の変更図（変更後）別図 2

